

償却資産の申告を忘れずに



償却資産は、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。対象となる償却資産は、所有者から申告していただくものです。

市内に償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の資産の状況を申告してください。

償却資産とは？

法人または個人で事業を営んでいる方（リース業や賃貸住宅、駐車場の経営なども含む）が、その事業のために用いることができる資産です。

例年申告をされている方には、12月中旬ごろ申告関係書類を送付する予定です。初めて申告する方や新規に事業を開始した方などは書類が送付されない場合がありますので、資産税課にご連絡ください。

廃業、解散等で申告すべき資産がなくなった場合は、その旨を記載の上、申告書を出してください。また、資産の増減がない場合も必ず申告書を出してください。平成23年1月1日以前の資産の異動について、申告漏れがあれば、併せて申告してください。取得年度に合わせて最大5年分さかのぼり、課税の修正をします。

償却資産の種類

資産の種類	主な償却資産の例示
構 築 物	看板・広告塔、フェンス、舗装路面、緑化施設、受変電設備、独立キャノピー、テナント施工の内装・電気・給排水設備等の造作、自転車置場など
機械および装置	土木・建設機械、製造・加工・修理機械、医療用機械など
船	一般船舶、漁船、モーターボートなど
航 空 機	飛行機、ヘリコプターなど
車 両 お よ び 運 搬 具	自動車税の課税対象外のフォークリフトなど（カーナビは車両に含むと考えるため課税対象外）
工具・器具・備品	事務用品、家具類、エアコン、パソコン、陳列棚、理容・美容器具、工具類、金庫など

少額減価償却資産の特例は適用されません

平成15年4月1日から国税（法人税・所得税）について「中小企業者等の少額減価償却資産に係る取得価格の損金算入の特例制度」が施行されていますが、固定資産税（償却資産）については、この特例制度は適用されず、課税対象となりますのでご注意ください。

実地調査に協力をお願いします

市では、償却資産の申告内容を確認するため、実地調査を行っています。その際、国税（法人税・所得税）申告書添付書類（減価償却資産内訳・明細書（写）・減価償却費の計算書（写））等の提出を求める場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

申告期限は平成24年1月31日(火)です

正当な理由がなく申告しなかった場合は、地方税法の規定により過料を科せられるほか、不足税額に加えて延滞金が増算されます。また、虚偽の申告をするなど、地方税法の規定により罰金が科せられます。期限内の申告をお願いします。

提出先 資産税課（窓口での申告書の提出は、各総合支所市民税務課でも受け付けます。）

法人・事業所の皆さんへ

市税の電子申告の受け付けを開始します

市では12月19日(月)から地方税ポータルシステム（エルトックス）による電子申告のサービスが始まります。このサービスにより従来は紙で行っていた市税の申告が、自宅やオフィスなどのパソコンからインターネットを利用して行うことができます。

・固定資産税（償却資産の申告）
利用方法
 事前に利用の届け出が必要です。
 詳しくは、社団法人地方税電子化協議会ホームページ（<http://www.eltax.jp>）をご覧ください。

問合せ 社団法人地方税電子化協議会（☎0570・081459）／個人市民税：市民税課市民税係（内線2682）／法人市民税：市民税課諸係（内線2686）／固定資産税：資産税課資産税係（内線2725）

税目と利用できる手続き

- ・個人市民税（給与支払報告書の提出、特別徴収に係る給与所得者異動届出など）
- ・法人市民税（各種申告、法人設立届など）